

森林環境税（仮称）検討委員会報告書 要旨

平成 18 年 11 月 福岡県森林環境税（仮称）検討委員会

（１）本県の森林荒廃の現状

本県の森林面積は 22 万 3 千 ha で、県土の 45%を占めている。国有林を除いた民有林の面積は 19 万 5 千 ha で、うちスギ・ヒノキなどの人工林が 13 万 ha を占める。

森林は、木材生産だけでなく、水や酸素の供給、土砂災害の防止や洪水・濁水の緩和、地球温暖化の防止などの公益的機能を有し、県民の生活に多くの恵みをもたらしている。

従来、森林の有する公益的機能は、植林・下草刈り・間伐・伐採という林業活動の循環の結果として発揮されてきた。しかし近年、木材の輸入拡大に伴う国産材価格の下落や賃金の上昇などにより林業の収益性が悪化したため、手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加している。県内では今、約 2 万 9 千 ha（人工林の約 1/4）の森林が荒廃していると推測される。仮にこのまま放置すると、荒廃した森林はさらに拡大すると予測される。



このような荒廃した森林が増加している

（２）森林再生のための新たな施策

近年多発する集中豪雨や大型台風等により、荒廃した森林からは土砂災害などが発生する恐れが高まっている。水源かん養機能の低下により洪水や濁水が頻発することも懸念されるため、荒廃した森林を緊急に再生する必要がある。

従来森林は林業活動に伴い整備されてきたので、福岡県としては林業に対する様々な支援を行うことで森林の保全を図ってきた。しかし現在、林業が低迷し、今後状況の急激な好転も期待できないことから、従来の林業支援策や森林所有者の努力のみで荒廃した森林を再生することは困難である。

そこで今、行政が主体となって荒廃した森林の再生に取り組むことが不可欠である。そして、おいしい水や空気などの安全で快適な生活を守るためにも、森林の恩恵を享受している県民の協力によって「森林を社会全体で守り育てること」が求められている。

新たな施策としては、荒廃した森林を整備する「荒廃した森林の再生」や、森林を社会全体で守り育てる「県民参加型の森林づくりの推進」という取り組みが有効であると考えられる。

荒廃した森林の再生

荒廃した森林を、長期的に公益的機能を発揮する森林に再生し、「県民共有の財産」として次世代へ引き継ぐ

● 森林の整備

長期間手入れがなされていない荒廃した森林を対象に間伐や除伐を実施し、健全な状態に回復させる。（間伐等を実施した森林は、以後一定期間伐採を禁止する）

● 森林の造成

伐採後木が植えられず放置された森林に広葉樹を植える。（植栽した森林は、以後伐採を禁止する）

県民参加型の森林づくりの推進

森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参画による森林づくりを推進する

● 情報発信

荒廃した森林の状況や再生の必要性、新たな施策による効果などの情報発信を行う。

● 提案公募

ボランティア団体、NPO、企業などから森林づくりの活動案を募集し、その活動を支援する。

「荒廃した森林の再生」事業では、荒廃した森林を対象に環境を重視した間伐や植栽を実施し、公益的機能が高度に発揮されるように再生すべきである。私有林の再生のための事業を県民の費用負担で行うにあたって

は、森林所有者の権利（伐採や林地転用等）を一定期間制限し、事業の効果を長期的に担保すべきである。なお、林業労働力を勘案して、荒廃した森林（約2万9千ha）は当面10年間で再生することを目標とする。

「県民参加型の森林づくりの推進」事業では新たな施策について幅広く県民の理解を得るために、森林の重要性や新たな施策の必要性、その効果等について様々な媒体を通じて情報発信を行うべきである。また、森林に親しみ森林の重要性を認識していただくために、県民から森林づくりの活動案を募集し、森林ボランティア活動等の実施を支援することにより、県民参画による森林づくりを推進すべきである。

これらの新たな施策を当面10年間実施するためには、概ね130億円の費用が見込まれる。事業の成果は評価委員会等を設けて評価し、県民に公表して透明性を確保するとともに、事業の継続にあたっては荒廃した森林の状況等を検証し、数年おきに計画の見直しを行う必要がある。

（3）森林再生のための負担の考え方（森林環境税の創設）

森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられなくなった今、森林の有する公益的機能は県民が広く公平に享受しているという視点に立ち、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てることが必要となっている。そのためには、森林を守り育てる費用について県民に広く公平に負担を求めることが適当である。また、これは、県民参画による新たな施策を展開する上で必要な「森林を社会全体で守り育てる」という意識の醸成にも繋がるものと考えられる。

負担の方法としては、森林を社会全体で守り育てるという観点に立てば「税」が適当である。この場合の税の仕組みとしては、地域社会の一員としての会費という性格を持つ県民税均等割に一定額を上乗せする方式が最も適当である。

上乗せの程度については、荒廃した森林の再生などの新たな施策を当面10年間実施するためには年間約13億円の費用を要することから、個人県民税と法人県民税の税収割合などを勘案すると、基本的には個人県民税均等割に500円、法人県民税均等割にその5%相当額を上乗せすることが考えられる。なお、この税制度については事業の進捗状況や税収の動向などを踏まえ、一定期間経過後に検証する必要がある。さらに、税収が確実に森林保全のための施策に充てられるよう財源を特定化し、税収の透明性を確保する必要がある。

課税方法		法定普通税 県民税均等割上乗せ方式(超過課税方式)	
個人	税額:年間500円		
	納税義務者:個人県民税均等割の納税義務者(県内に約200万人) (県内に住所等を有する者。ただし、生活扶助を受けている者、障害者・未成年・寡婦(夫)で前年の所得金額が125万円以下の者、などを除く。)		
法人	税額:現行の均等割額の5%相当額		
	納税義務者:法人県民税均等割の納税義務者(県内に約10万社) (県内に事務所等を有する法人等)		
		資本金等の金額の区分	税額(年額)
		50億円超	40,000円
		10億円超 50億円以下	27,000円
		1億円超 10億円以下	6,500円
		1千万円超 1億円以下	2,500円
		上記以外	1,000円

（4）おわりに

当委員会としては、県民に対するアンケートやパブリックコメントの結果から、社会全体で森林を守り育てることについて概ね県民の理解が得られたと判断し、荒廃した森林を再生するための新たな施策が必要であり、その財源として新税の導入が適当であるという結論に達した。県が税を導入するにあたっては、幅広く理解が得られるよう県民に対して十分周知に努められたい。